

(熊本県生活環境の保全等に関する条例) ばい煙発生施設一覧

別表第1

	種類	規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用する物を除く。）	燃料の燃焼能力 ^{※1} が 25L/h 以上 50L/h 未満
2	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉及び電気のみを熱源とするものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 火格子面積が 0.5m² 以上 1m² 未満 羽口面断面積が 0.25m² 以上 0.5m² 未満 バーナーの燃焼能力^{※1}が 20L/h 以上 50L/h 未満
3	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器の定格容量が 100kVA 以上 200kVA 未満
4	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉	<ul style="list-style-type: none"> 火格子面積が 0.5m² 以上 1m² 未満 バーナーの燃焼能力^{※1}が 20L/h 以上 50L/h 未満
5	乾燥炉	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器の定格容量が 100kVA 以上 200kVA 未満
6	廃棄物焼却炉 （火格子面積が 2m ² 以上又は焼却能力が 200kg 以上であるものは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 火格子面積が 0.5m² 以上 焼却能力が 50kg/h 以上 炉内容積が 0.5m³ 以上 火床面積が 0.5m² 以上
7	オガライト炭の製造の用に供する炭化炉	—
8	化学製品及び食料品（食料品の原料を含む。）の製造のように供する塩素反応施設、塩化水素（塩酸を含む。）反応施設及び塩化水素吸収施設（密閉式のものを除く。）	<p>（塩素又は塩化水素ガスを使用するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 原料の塩素処理能力^{※2}が 50kg/h 未満 <p>（塩酸を使用するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全てのもの
9	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する溶解炉	<ul style="list-style-type: none"> 火格子面積が 0.5m² 以上 羽口面断面積 0.25m² 以上 バーナーの燃焼能力^{※1}が 20L/h 以上 変圧器の定格容量が 100kVA 以上 かつ、溶解炉の容量が 1t 未満

※1 燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

※2 塩化水素にあつては塩素換算量